県中小企業制度資金

ふくしま産業育成資金

環境や再生可能エネルギーなど今後の発展が見込まれる産業を育成するため、さらに除染業者及び県内に本社機能を有し業歴５年以上の方を支援するため、「ふくしま産業育成資金」を創設しました。事業の成長・発展を目指す皆様のご利用しやすい制度となっておりますので、是非ご活用ください。

■　**対 象 者**　県内に事業所を有する中小企業者又は県外企業で県内に新たに事業所を設ける中小企業者で、次のいずれかに該当する方

①　環境関連産業、再生可能エネルギー関連産業、輸送用機械・半導体関連産業、医療・福祉機器関連産業に係る事業を行う方

②　農商工連携等の事業を行う方（信用保証無しの場合は、対象者に農林漁業者を含む）

③　観光関連産業に係る事業を行う方

④　「経営革新計画」の承認、「次世代育成支援企業認証制度」による認証等を受けた方

⑤　平成２５年３月新規高卒予定者又は平成２２年３月以降に高等学校を卒業した方を正規雇用として採用内定を行った方

⑥　東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等の除染等作業を行う方

⑦　県内に本社機能を有し、県内での業歴が概ね５年以上の方

※　②、④については、法に基づく承認等を受けた方は、国の特別保証制度との併用が可能です。

■　**融資限度**　運転資金・設備資金　５，０００万円（併用時は５，０００万円限度）

■　**融資期間**　１０年以内（うち据置１年以内）

■　**融資利率**　保証付きの場合　　固定　年２．０％以内（対象者⑤は１．８％以内）
保証無しの場合　　固定　年２．５％以内（対象者⑤は２．３％以内）

■　**保 証 料**　必要により信用保証協会の保証付きとなります。（責任共有制度対象）
保証付きの場合　年０．３５％～１．３５％
（県の費用負担により保証料率を軽減しています。）

区　分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証料率	1.35%	1.25%	1.10%	0.95%	0.85%	0.80%	0.70%	0.50%	0.35%

対象者⑤の場合上記信用保証料率より0.30%引下げ

国の特別保証制度との併用の場合　年0.65%

■　**担　　保**　審査により担保が必要となる場合があります。

■　**保 証 人**　法人 １名以上、個人 必要により（原則第三者保証人は不要）

■　**申込み先**　県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）

※　融資については、金融機関などの審査により決定されますので、ご了承ください。

＜問い合わせ先＞
県庁　商工労働部　経営金融課
電話　０２４－５２１－７２９１　　ＦＡＸ　０２４－５２１－７９３１
ホームページ　福島県中小企業制度資金　で検索してください。